

自家用電気工作物 委託事業場一覧表

No.	事業場名	事業場住所	需要設備		非常用予備発電設備			監視装置の種類	点検頻度
			受電設備電圧 (V)	受電設備容量 (KVA)	予備発電電圧 (V)	予備発定格容量 (KVA)	原動機種類		
1	甲府市山宮福祉センター	甲府市山宮町383-1	6600	125	200	55	ディーゼル	絶縁監視装置	隔月
2	甲府市貢川福祉センター	甲府市徳行3-12-1	6600	125	200	18	ディーゼル	絶縁監視装置	隔月
3	甲府市玉諸福祉センター	甲府市向町568	6600	300	—	—	—	絶縁監視装置	隔月
4	甲府市相川福祉センター・相川悠遊館	甲府市古府中町6019	6600	175	—	—	—	絶縁監視装置	隔月
5	甲府市上九の湯ふれあいセンター	甲府市古関町1174	6600	300	—	—	—	絶縁監視装置	隔月

点検項目

対象設備等		月次点検	年次点検
引込設備	区分開閉器 引込線 支持物 ケーブル 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態 <測定> ・電圧、負荷電流測定 ・B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定	<外観点検> ・左記の外観点検項目 ・変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかの確認 <測定> ・左記の測定項目 ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定 <試験> ・保護継電器の動作特性試験 ・保護継電器と遮断器の連動動作試験
	受電設備		
受・配電盤			
接地工事	接地線 保護管等		
構造物	受電室建物 キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
非常用予備発電装置	原動機 発電機 始動装置 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定 <試験> ・保護継電器の動作特性試験 ・保護継電器と遮断器等の連動動作試験 ・自動始動・停止試験 ・運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
蓄電池設備		<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定> ・蓄電池電圧測定	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・左記の測定項目 ・蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
負荷設備	配線 配線器具 低圧機器 等	<外観点検> ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 ・電線と他物との離隔距離の適否 ・機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 ・接地線等の保安装置の取付け状態	<外観点検> ・左記の外観点検項目 <測定> ・絶縁抵抗測定 ・接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

委託事業場別緊急時対応時間表

緊急時の対応として、電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急処置をするものとする。

No.	事業場名	事業場住所	事業場業務時間	対応時間について		備 考
				業務時間内の対応	業務時間外及び 休館日の対応	
1	甲府市山宮福祉センター	甲府市山宮町383-1	○業務時間 ・8時30分～17時30分 （火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日） ●休館日 ・毎週月曜日 ・祝日（この日が月曜日の時は、翌日も休館） ・12月28日から翌年1月4日まで。	・原則として1時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	・原則として2時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	
2	甲府市貢川福祉センター	甲府市徳行3-12-1				
3	甲府市玉諸福祉センター	甲府市向町568				
4	甲府市相川福祉センター・相川悠遊館	甲府市古府中町6019				
5	甲府市上九の湯ふれあいセンター	甲府市古関町1174	○業務時間 ・8時30分～21時00分 （月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日） ・8時30分～17時30分 デイサービス業務のみ （木曜日） ・木曜日が祝祭日の場合は、 水曜日8時30分～17時30分 木曜日8時30分～21時00分 ●休館日 ・年末（29日～31日）	・原則として1時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	・原則として2時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。 （留守番電話は不可）	